

# ぐるり 環・富士山風景街道推進協議会規約

## 第1条(名称)

本協議会は「環・富士山風景街道推進協議会」(以下協議会という)と称する。

## 第2条(目的)

富士山麓地域を環状に結ぶ国道138号、139号、469号周辺において、富士山麓の景観形成やPR活動、美化活動など、地域と道路空間作りを推進するため活動している、地域住民やNPO等の活動に対し、活動方針や活動内容等に対する助言や支援を行い、より一層の魅力的な地域の実現を目的とする。

## 第3条(組織)

1. 協議会は、別表により組織する。
2. 協議会には、必要に応じ新たに構成員を加えることができる。

## 第4条(役員)

協議会に会長および副会長をおく。

## 第5条(会議)

1. 協議会は会長の要請により招集する。但し、必要に応じ、委員の要請により会長が招集することができる。
2. 必要に応じ、委員として関係者の出席を求めることができるものとする。  
ことができるものとする。

## 第6条(協議会の運営・進行)

協議会の運営・進行は、会長がこれにあたることとする。

## 第7条(協議事項)

協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 環・富士山風景街道に係わる地域住民やNPO等の活動の推進に関すること。
- 環・富士山風景街道の活動推進を図るための、情報発信に関すること。
- その他必要な事項に関すること。

## 第8条(事務局)

協議会の事務局は特定非営利活動法人 地域づくりサポートネット、特定非営利活動法人 CCM まちづくりに置く。

## 第9条(その他)

本規約に規定されていない事項については協議会に諮り決定することとする。

## く附 則

この規約は平成18年7月20日から施行する。